

# 「インボイス方式」は必要か

## 帳簿方式が定着している我が国において

### I はじめに

平成28年度税制改正において消費税率10%への引き上げと複数税率の導入が決まったが、本年6月の首相表明により2年半延期とする法案が今秋審議される予定である。また、2023年(平成35年)10月から導入が予定されている「適格請求書等保存方式」(いわゆるインボイス方式)であるが、こちらは必ずしも複数税率導入とセットではない。つまり、仮に複数税率が導入されなかった場合においても、今後の消費税率制において現行の帳簿方式からインボイス方式へ大きく転換することとなる。2019年(平成31年)10月から2023年(平成35年)9月までの4年間は準備期間として「区分記載請求書等保存方式」が導入されるがインボイス方式までの繋ぎの制度設計なので、ここでは触れないでおく。

### II なぜインボイス方式なのか

複数税率導入に伴い、請求書等に適用税率・税額の記載を義務付けたものがないければ適正な仕入税額の計算は困難とのこと。インボイス方式が採用される。インボイス方式のもとでは、取引当事者間において税額が明確になるため税額転嫁

がし易くなる、納税額や輸出免税を行う場合の還付税額が正確になる、取引のクロスチェックにより取引当事者間での相互けん制作用が働く等の効果が期待される。また、仕入価額に含まれる税額を把握することができるため、輸出取引を比較的正確に行うことができることから国際競争秩序の維持に役立つとされる。課税側においてもインボイスをクロスチェックすることによって、法人や個人事業者の所得の把握水準を高めることにも役立つという。帳簿方式のもとでは、複数税率に対応できない、不正を防ぐことが完全できないなどということがある。

### III インボイス方式が抱える問題点

インボイス方式を採用した場合の問題点として、発行、保管等その事務やコストの負担増があげられる。とくに中小零細事業者にとって、マイナンバー制度の対応等重なる生産性のない事務・コストの負担増は経営環境に大きな影響を与える。「納税義務者」が徴税コストの一部を肩代わりしていること、「納税義務者」は「事業者」であることをもっと真剣に考えなければならぬ。また、免税事業者はインボイスを発行できず、買い手側で仕入税額控除ができないので取引から排除されるのではないかと懸念がある。取引から排除されないために課税事業者を選択し、新たな税負担を強いられる事業者もいるだろう。インボイス導入によって簡易課税制度も形骸化してしまう。新規課税事業者が増えれば徴税コストも増えることが予想される。

### IV 今後の課題

課税仕入を行った課税事業者が仕入税額控除をする際に仕入税額を証明できるものであるということ、その発行者である課税事業者の税額転嫁と納税の実行性がある程度確保することができれば、必ずしもインボイス方式ではなくてもよいのではないか。消費税が導入されて30年近く帳簿方式で定着してきた我が国において現行の帳簿方式を維持しつつ、少し工夫を加えた仕組みで対応できないだろうか。3%、5%、8%と税率が引き上げられるたび、特に大きな混乱もなく帳簿方式によって複数税率に対応できているという実績もある。

そこで、改めて提言したい。現行の帳簿方式を維持しつつ、免税方式から基礎控除方式に改めるべきである。まずは原則すべての事業者を課税事業者とする(ことにより基準期間や特定期間という複雑な制度をなくす。しかし、小規模事業者への配慮は必要である)ので、課税期間の課税売上高が一定以下の場合には申告・納付を不要とする制度(「申告不要制度」)や消費税額から一定の金額を税額控除したあとの残額が、基礎税額以下の場合には申告・納付を不要とする制度(「基礎税額控除制度」)を創設する。

さらに、選択届出制についても見直しを図る。「課税事業者選択(不適用)届出」や「簡易課税制度選択(不適用)届出」の2年間継続適用の規定に関する

「当面の問題」シリーズ 118

主要国の付加価値税におけるインボイス制度の概要 (2016年1月現在)

国名	EC指令	イギリス	ドイツ	フランス	【参考】日本 【請求書等保存方式】
仕入税額控除	インボイス保存が要件 他の課税事業者には支払うべきまたは支払った付加価値税額は控除可(168条)	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を控除	帳簿及び請求書等の保存が要件 仕入れ等に係る税込額から一括して割り戻す形(税込額×6.3/108)で計算した消費税額を控除
発行資格・義務者	事業者(220条) ※免税事業者は税額記載不可(289条)	登録事業者(登録番号が付与される) ※非登録事業者(免税事業者)は発行不可	事業者 ※免税事業者は税額記載不可	事業者 ※免税事業者は税額記載不可	請求書等の発行者に制限なし
記載事項	①年月日 ②付加価値税登録番号 ③供給者の住所・氏名 ④発行番号(連続番号) ⑤顧客の住所・氏名 ⑥財貨・サービスの内容 ⑦税抜対価 ⑧適用税率・税額等(226条)	①年月日 ②付加価値税登録番号 ③供給者の住所・氏名 ④発行番号(連続番号) ⑤顧客の住所・氏名 ⑥財貨・サービスの内容 ⑦税抜対価 ⑧適用税率・税額等	①年月日 ②付加価値税登録番号 ③供給者の住所・氏名 ④発行番号(連続番号) ⑤顧客の住所・氏名 ⑥財貨・サービスの内容 ⑦税抜対価 ⑧適用税率・税額等	①年月日 ②付加価値税登録番号 ③供給者の住所・氏名 ④発行番号(連続番号) ⑤顧客の住所・氏名 ⑥財貨・サービスの内容 ⑦税抜対価 ⑧適用税率・税額等	【請求書等の記載事項】 ①年月日 ②書類の作成者の氏名又は名称 ③書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称 ④資産又は役務の内容 ⑤税込対価 ※税額の記載は任意
免税事業者からの仕入れ	—	インボイスがないため、仕入税額控除できない 非登録事業者がインボイスを発行した場合にも、税額控除不可 (当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり)	インボイスに税額の記載がないため、仕入税額控除できない 免税事業者が税額記載した場合にも、税額控除不可 (当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり)	インボイスがないため、仕入税額控除できない 非登録事業者がインボイスを発行した場合にも、税額控除不可 (当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり)	免税事業者が発行した場合にも、税額控除を容認

(財務省ホームページより転載)

る予測による納税額や、還付額の不確実性も排除できる。設備投資等により多額に支払った消費税額を事前に選択していかないからといって控除や還付ができないことも解決されることにより、消費税額の適正な課税の実現を図る。

**V おわりに**

インボイス方式を厳格に適用させれば、事務、コストの負担増、また行政上のコストも増える。確かに厳格に適用させなければ意味がないという側面もあるが、これだけの事務負担とコストをかけたことによる徴税効率ほどの程度のものではないか。

(政策調査員長・菅原祥元)

ずっと安心するためには、マイナンバーも電子申告も **達人シリーズ!**

東京税理士会推薦だからできるこの価格  
税務6本セットに電子申告の達人をプラスして

電子申告セット 月額 **12,800円** (税抜)

(ソフト保守料・電話サポート込み)  
※別途組合費・出資金のご負担をお願いいたします。

法人税の達人、減価償却の達人、消費税の達人、内訳概況書の達人、所得税の達人、年調・法定調書の達人、電子申告の達人

東京税理士会データ通信協同組合 Tel: 03-3341-0260 URL: http://tokyo.zenkoku-data.net E-mail: eigyou@tokyodata.or.jp